

# 山梨県公報

第四百七十二号

令和六年

五月二十日

月 曜 日

## 目次

○指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託	一七九
○道路の区域変更	一七九
○土砂災害特別警戒区域の指定の全部解除	一七九
公 告	
○土地改良区役員の退任及び就任(二件)	一八〇
教育委員会	
○落札者の決定について(二件)	一八三

## 告 示

### 山梨県告示第三百三十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和六年五月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 山梨県防災新館PFI株式会社  
山梨県甲府市丸の内二丁目三十番二号
- 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入 山梨県防災新館の地下駐車場  
使用料
- 指定公金事務取扱者を指定した日及び公金事務を委託した日 令和六年四月一日
- 指定公金事務取扱者の指定及び委託の期間 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで
- 指定公金事務取扱者が納人から納付を受ける方法 現金

### 山梨県告示第三百三十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和六年六月十日まで一般の縦覧に供する。

令和六年五月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 河口湖精進線
- 道路の区域

区間	旧新の別		延長 (メートル)
	新	旧	
南都留郡富士河口湖町大石字湖中二五八五番一九八地先から 南都留郡富士河口湖町大石字桑崎二六〇〇番一地先まで	八・七	五・八	五〇六・四
	四九・九	八・七	

### 山梨県告示第三百三十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第八項の規定により土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年五月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示及び衝撃に関する事項	解除事項	指定告示
山梨市	明神沢	土石流	次の図のとおり(図面省略)	全部	平成十九年山梨県告示第二百二十九号

# 公 告

● 土地改良区役員の退任及び就任  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、三ツ沢土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。  
 令和六年五月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

## 一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	平賀光長	斐崎市穂坂町三ツ沢二千六百九十一番地	令和五年三月三十一日
同	横森礼治	斐崎市穂坂町三ツ沢二千三百三十九番地	同
同	横森和成	斐崎市穂坂町三ツ沢二千三百七十二番地	同
同	平賀孝徳	斐崎市穂坂町三ツ沢二千四百八十七番地一	同
同	横森政純	斐崎市穂坂町三ツ沢二千五百八番地	同
同	横森義信	斐崎市穂坂町三ツ沢二千六百二十一番地	同
同	西海正行	斐崎市穂坂町三ツ沢二千五百三十六番地	同

同	平賀忠治	斐崎市穂坂町三ツ沢二千六百八十四番地	同
同	山本拓夫	斐崎市穂坂町三ツ沢二千四百二十三番地	同
同	坂本朋子	斐崎市穂坂町三ツ沢二千六百三十三番地	同
同	横森喜男	斐崎市穂坂町三ツ沢二千二百五十一番地	同
同	相山拓也	斐崎市穂坂町三ツ沢二千二百八十六番地	同
同	横森宏尹	斐崎市穂坂町三ツ沢千八百二十五番地三	同
同	横森友子	斐崎市穂坂町三ツ沢二千四百四十九番地	同
同	山田真治	斐崎市穂坂町三ツ沢千二百二十九番地	同
同	斉藤博志	斐崎市穂坂町三ツ沢二千六十一番地	同
同	平賀紀文	斐崎市穂坂町柳平千三百七番地	同
同	峰岸弘輔	斐崎市穂坂町宮久保六千二百一十二番地	同
同	福田邦明	斐崎市穂坂町三ツ沢三千二百二十三番地	同

二 就任

同	同	同	同	同	同	理事	役職名	同	同	同
平賀新一	佐藤雅之	岡田一真	横森正樹	横森哲	平賀豊男	望月賢治	氏名	跡部俊保	平賀久夫	横内清昭
十三番地 斐崎市穂坂町三ツ沢二千四百五	七番地 斐崎市穂坂町三ツ沢千五百二十	十六番地 斐崎市穂坂町三ツ沢二千六百三	番地 斐崎市穂坂町三ツ沢二千五百七	十四番地 斐崎市穂坂町三ツ沢二千六百七	一番地二 斐崎市穂坂町三ツ沢二千三百十	地 斐崎市穂坂町三ツ沢二千四百番	住所	地 斐崎市穂坂町三ツ沢千百十七番	十五番地 斐崎市穂坂町三ツ沢二千六百八	十八番地四 斐崎市穂坂町三ツ沢二千五百六
同	同	同	同	同	同	令和五年四月一日	就任年月日	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
横森光夫	宮川英男	横森圭	相山泰	横森正行	岡田孝雄	佐藤昌敏	小林義孝	平賀なつ江	横森精	西海正行
六番地 斐崎市穂坂町宮久保六千二百十	地 斐崎市穂坂町柳平二百四十五番	番地 斐崎市穂坂町三ツ沢三千六十八	四番地 斐崎市穂坂町三ツ沢二千八百八十	十番地 斐崎市穂坂町三ツ沢二千二百二	十六番地 斐崎市穂坂町三ツ沢二千八百二	十六番地 斐崎市穂坂町三ツ沢二千三百五	番地一 斐崎市穂坂町三ツ沢二千四百四	十二番地 斐崎市穂坂町三ツ沢二千六百八	番地 斐崎市穂坂町三ツ沢千百三十六	十六番地 斐崎市穂坂町三ツ沢二千五百三
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同



二 就任

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	理事	役職名	同
飯野貴美雄	秋山光紀	穴水敬一	齋藤ひろみ	清水末男	大柴久	秋山元紀	齋藤寛樹	田中和義	小澤光昭	氏名	清水景子	同
南アルプス市徳永二千四番地	南アルプス市徳永千九百九十七番地一	南アルプス市下高砂百六十二番地	南アルプス市上高砂千二十二番地	南アルプス市上高砂九百三十二番地	南アルプス市上高砂千七百八十九番地	南アルプス市徳永千九百九十七番地一	南アルプス市上高砂千八百八番地	南アルプス市下高砂三百十四番地	南アルプス市上高砂千九十二番地	住所	南アルプス市上高砂千一百一十番地	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	令和六年四月一日	就任年月日	同	同

教育委員会

● 落札者の決定について  
 次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

同	同	同	同	監事	同	同	同	同	同
清水景子	杉山幸一	望月良一	穴水久夫	清水孝眞	望月保	柳澤清	西野健一	志村一夫	同
南アルプス市上高砂千一百一十番地	南アルプス市榎原六百七十一番地	南アルプス市徳永千二十七番地	南アルプス市下高砂百八十二番地	南アルプス市上高砂千十三番地	南アルプス市鏡中條七百十四番地	南アルプス市上今諏訪千六百二十八番地一	南アルプス市榎原八百六十一番地一	南アルプス市徳永二千四十五番地一	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

令和六年五月二十日

山梨県総合教育センター

所長 天野 信一

一 落札に係る役務の名称及び数量

(一) 名称 県立学校におけるICT支援員業務

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地

(一) 名称 山梨県総合教育センターICT教育支援センター

(二) 住所 山梨県笛吹市御坂町成田一四五六番地

三 落札者を決定した日 令和六年三月二十二日

四 落札者の氏名又は名称及び住所

(一) 名称 株式会社エージェント

(二) 住所 東京都渋谷区道玄坂二丁目二十五番十二号

五 落札金額 四千三百三十八万八千四百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和六年二月二十二日

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和六年五月二十日

山梨県教育委員会

教育長 降 旗 友 宏

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量

(一) 名称 教員一人一台端末等

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地

(一) 名称 山梨県教育庁高校教育課

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日 令和六年三月十九日

四 落札者の氏名又は名称及び住所

(一) 名称 NTT・TCリース株式会社

(二) 住所 東京都港区港南一丁目二番七十号品川シーズンテラス十三階

五 落札金額 七億二千六百九十八万八千八百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和六年二月八日

令和六年二月八日